競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の５第１項及び第 167 条の５の２の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和８年 11 月２日

長崎県知事　平田　研

１　競争入札に付する事項

子どもスポーツ環境整備事業業務委託

２　競争入札に参加することができない者

⑴ 令第 167 条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵ 令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

⑶ 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

⑷ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑸ 原則として１年以上の営業実績を有しない者

⑹ この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

⑺ この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

３　競争入札参加者の資格要件

長崎県内に本店又は支店等を置く者であること

４　競争入札参加者の資格及び審査

⑴ 競争入札参加者の資格は、令第 167 条の５第１項及び第 167 条の５の２に定める要件に基づき、⑵に掲げる事項について審査し決定する。

⑵ 審査事項

ア　年間売上高

イ　営業年数

ウ　従業員数

エ　財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）

オ　過去の類似する業務の実績

５　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

⑴ 申請の時期

この告示の日から、令和８年 11 月 13 日（金）までの間（県の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

⑵ 申請書の入手方法

一般競争入札参加資格申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）は、この告示の日から（５）に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

⑶ 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、（５）に掲げる場所に持参又は郵送（書留

郵便など配達記録が残るものに限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。

ア　誓約書（第２号様式）

イ　法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ　個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ　県税に関し未納がないことを証する証明書

オ　消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ　印鑑届（第３号様式）

キ　口座振替申込書（第４号様式）

ク　財務関係明細書（第５号様式）

ケ　営業概要書（第６号様式）

コ　委任状（第７号様式）

サ　令和６年４月１日から申請書提出期限までに、当該業務と類似した業務について実績を証明する書類（任意様式）

シ　その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

※　提出書類は原本とし、参加資格申請日より３月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の交付及び提出場所

（住所）〒850－8570　長崎県長崎市尾上町３番１号

（名称）長崎県教育庁体育保健課競技力向上対策班

（電話）095－894－3413（直通）

6　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7　資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和９年３月 31 日までとする。

8　資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、２の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が２の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。